

静岡県産業経済会館

新型コロナウイルス感染症 感染防止方針

令和2年5月14日作成

静岡県産業経済会館における新型コロナウイルス感染防止のための方針を以下のとおり定める。

1 現状のリスク把握

(1) 接触感染のリスク把握

- ・他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定
- ・高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、ペッパー、タッチパネル、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意

(2) 飛沫感染のリスク把握

- ・換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを把握

2 基本的な留意点

- ・人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2 mを目安。床に立ち位置を明示するなど密にならない工夫）
- ・感染防止のための入館者の整理（密にならないように対応。発熱又はその他風邪等の症状を呈している者の入館制限を含む）
- ・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・マスクの着用（職員及び入館者に対する周知）
- ・施設の換気（窓開け、換気扇、扇風機等）
- ・施設の消毒

3 入館制限

- ・入館制限を行う場合には、待機や行列の場所を確保（床に待ち位置を明示するなど間隔を空けて密にならない工夫。館外の場合には、熱中症対策など特段の配慮）
- ・入館制限について県民の理解が得られるよう丁寧な説明（ホームページ等での周知、当日の呼び掛けなど）
- ・事前予約制の導入など、入館者の分散化による入館制限の回避

- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入館しないように呼び掛け
状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入館を制限
- ・万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、入館者等の名簿を適正に管理

4 共用物品・設備の消毒等

- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒。特に、手や口が触れるものは、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を実施

5 受付窓口等

- ・受付窓口など、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽

6 トイレ

- ・便器内は、通常の清掃
- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を実施
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備

7 休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒
- ・職員が使用する際は、入退室の前後に手洗いを実施

8 ゴミの廃棄

- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗い

9 清掃・消毒

- ・市販の界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃
- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃

10 個々の職員の対応

- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底
- ・マスク着用を励行

11 貸会議室の対応

- ・会議室前に手洗い用消毒液の設置
- ・利用者に対して、以下の対応を促す。
 - 必要最低限の人数参加（最大で 50 人以下）
 - 会議時間の短縮
 - 中断時間を設け、換気を実施
 - 座席間隔を広く取り、密集状態を作らない。
 - 参加者同士が互いに向かい合わない様、座席配置を工夫